

出産・子育て応援給付金について

町では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談などを通じて身近な相談に応じる伴走型相談支援を充実させるとともに、出産・子育てを応援するため、給付金を支給します。

支給対象者	給付金	申請方法・時期
① 令和4年4月1日から令和4年12月23日までに出産した子を養育する者（母または子の養育者等）	5万円 （妊娠期）	自宅への訪問が終了している場合は、一括支給になりますので、申請書（妊娠期、子育て期用）及びアンケートを送付します。（提出期限は令和5年3月末まで）
	5万円 （子育て期）	
② 令和4年4月1日から令和5年1月23日までに妊娠の届出及び母子手帳の交付を受けた妊婦	5万円 （妊娠期）	申請書（妊娠期用）及びアンケートを送付します。（提出期限は令和5年3月末まで）
	5万円 （子育て期）	出産後、約1カ月後に保健師がご自宅を訪問し、面談しますので、その場で申請します。
③ 令和5年1月23日以降に妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けた妊婦、また、その後出産した子を養育する者（母または子の養育者等）	5万円 （妊娠期）	窓口で妊娠届出時に保健師と面談しますので、その場で申請します。
	5万円 （子育て期）	出産後、約1カ月後に保健師がご自宅を訪問し、面談しますので、その場で申請します。

※妊娠期の給付金は、妊婦1人につき5万円、子育て期の給付金は、子ども1人につき5万円となります。双子を出産された場合には、妊娠期5万円、子育て期10万円となります。

※申請に必要な書類

- ・給付申請書（面談時に配布します）
- ・振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカード
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真がついているもの）

※申請受付後、約1カ月で指定口座に振り込みます。